

千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業

B 工区事業協力者募集に係る

応募資格の審査について

平成25年11月

千葉市 都市局都市部まちづくり推進課 千葉都心整備室

応募資格の審査について

事業協力者募集に係る応募資格については、募集要項「第3 事業協力者の募集 1. 事業協力希望者の応募資格」に記載された項目に即して下記のとおり審査する。

●審査方法

- ・審査は、「第3 事業協力者の募集 6. 事業協力希望者の応募方法等」により、事業協力者応募申込書（様式2）提出者から提出された書類に基づいて行う。
- ・全ての項目について「適」となる場合のみ応募資格があるものとする。

(1) 施設建築物全体について、計画性、事業性、経済性に優れた企画提案能力を有する者で以下の要件を満たす者。

ア 大規模建築物（商業施設を含み、高さ31m以上又は延床面積2万㎡以上、以下同じ）の設計及び施工の実績又はその発注実績を有する者

⇒ 様式3により審査する。

イ 大規模建築物の管理若しくは運営実績を有する者、又はそれらの実績を有する者の誘致等が可能である者

⇒ 様式4により審査する。

(2) 次の事由に該当しないものであること。

ア 個人又は個人事業者であるもの

イ 当該法人の代表権を持つ役員が、成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者

ウ 破産、民事再生、会社更正その他これらに準ずる手続きの開始の申し立てを受けた者又は申し立てをした者

エ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者

オ 本市から指名停止を受けている期間中であるもの

⇒ アは、商業登記簿謄本により確認

エは、納税証明書により確認

オは、千葉市資産経営部契約課において確認

イ及びウは、様式5（誓約書）の提出を受けて確認したものと見做す

(3) 資力、信用力のある者として、直近3カ年の業績において以下の要件を満たす者。

なお、事業協力希望者が共同体を構成する場合は、構成する全ての者が以下の要件を満たすこと。

ア 3カ年連続して赤字になっていない者

イ 3カ年連続して債務超過状態になっていない者

ウ 3カ年連続して総キャッシュフローがマイナスになっていない者

エ 3カ年連続して利払い能力が1.0未満でない者

オ 3カ年連続して有利子負債比率が100%以上になっていない者

表：応募資格の審査結果

応募関心表明書提出者名： _____

審査項目		判断理由	適否
(1) 施設建築物全体について、計画性、事業性、経済性に優れた企画提案能力を有する者で以下の要件を満たす者。	ア 大規模建築物(商業施設を含み、高さ31m以上又は延床面積2万㎡以上、以下同じ)の設計及び施工の実績又はその発注実績を有する者	(具体例を簡潔に記載)	適
	イ 大規模建築物の管理若しくは運営実績を有する者、又はそれらの実績を有する者の誘致等が可能である者	(具体例を簡潔に記載)	適
(2) 次の事由に該当しないものであること。	ア 個人又は個人事業者である者	商業登記簿謄本により法人であることを確認	適
	イ 当該法人の代表権を持つ役員が、成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者	様式5の提出により該当しない者であると判断	適
	ウ 破産、民事再生、会社更正その他これらに準ずる手続きの開始の申し立てを受けた者又は申し立てをした者	様式5の提出により該当しない者であると判断	適
	エ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者	納税証明書により滞納処分を受けていないことを確認	適
	オ 本市から指名停止を受けている期間中である者	千葉県資産経営部契約課により指名停止の期間中でないことを確認	適
(3) 資力・信用力 ※直近3カ年分の有価証券報告書等による審査	ア 3カ年連続して赤字になっていない者	3カ年連続して赤字になっていない	適
	イ 3カ年連続して債務超過状態になっていない者	3カ年連続して債務超過状態になっていない	適
	ウ 3カ年連続して総キャッシュフローがマイナスになっていない者	3カ年連続して総キャッシュフローがマイナスになっていない	適
	エ 3カ年連続して利払い能力が1.0未満でない者	3カ年連続して利払い能力が1.0を超えている	適
	イ 3カ年連続して有利子負債比率が100%以上になっていない者	3カ年連続して有利子負債比率が100%未満である	適
合否			